

目次

I	沿革	p.5
II	展覧会	p.6
1.	常設展	p.6
	(1) 江戸から現代まで 高鍋町美術館“書”コレクション	p.7
	(2) ボーダーレス！～もっと自由にアートを楽しむ館蔵名品選～	p.9
2.	特別展	p.11
	(1) 東京オリンピック公式ポスター制作アーティスト 書家・金澤翔子展コレクション	p.11
3.	企画展	p.12
	(1) 第17回高鍋町美術展覧会（無審査展）	p.12
	(2) 高鍋町美術館館蔵名品選展	p.13
	(3) 交差する視点 辻野精一・道北昭介展	p.16
	(4) reform 島崎清史展	p.20
	(5) 第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会 宮崎アーティストファイル ギフト展	p.21
	(6) 第22回西都・児湯の子どもたちによる絵画展	p.22
	(7) 第20回高鍋高校美術・書道部展	p.23
	(8) 秋月鶴山と上杉鷹山展	p.24
	(9) 高鍋町美術館実技講座生徒作品展	p.27
III	普及活動	p.28
1.	美術講演会	p.28
2.	美術教室	p.28
	(1) ワークショップ（申込型）	p.28
	(2) ワークショップ（募集型）	p.28
	(3) その他	p.28
3.	インターンシップ	p.28
4.	アウトリーチ活動	p.28
5.	寄稿	p.29
IV	施設利用	p.29
1.	展示室	p.29

（1）常設展月別観覧者	p.29
（2）展覧会観覧者.....	p.30
2. 多目的ホール・実習室.....	p.32
V 収蔵資料.....	p.35
1. 作品収蔵状況	p.35
2. 資料の貸出	p.35
VI 学芸員記録 (culture)	p.36
VII 法令	p.53
1. 高鍋町美術館基金の設置、管理及び処分に関する条例.....	p.53
2. 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例.....	p.54
3. 高鍋町美術館管理運営規則.....	p.59
4. 高鍋町美術館協議会規則.....	p.66
5. 高鍋町美術館美術作品等収集審査委員会運営要綱	p.67
VIII 名簿	p.69
1. 美術館協議会	p.69
2. 職員	p.69

I 沿革

高鍋町美術館（以下「美術館」という。）は、郷土の教育や学術及び文化向上に資するために、県内では唯一、町立の美術館として建設された。計画は、町制施行90周年記念事業として決定されたものである。すなわち、1988（昭和63）年「ふるさと創生事業」において町民に提案された3項目①石井十次先生の顕彰、②国際的視野を持った人材の育成、③高鍋城址舞鶴公園総合整備計画の策定のうち、③の計画のなかに「歴史あふれた文化を学ぶことのできる美術館を中心とした三の丸ゾーン」が位置付けられ、美術館構想が提案されたものである。城堀の内側、藩政時代の上級武士武家屋敷街の西端に建ち、1999（平成11）年に開館した。

平成 3年	「美術館建設検討委員会」が設置される
平成 10年	「高鍋町美術館運営検討委員会」が設置される
	「高鍋町美術館開館準備室」が設置される
平成 11年 4月	「高鍋町美術館基金の設置、管理及び処分に関する条例」が施行される
	「高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例」が施行される
	「高鍋町美術館管理運営規則」が施行される
	「高鍋町美術館協議会規則」が施行される
	「高鍋町美術館美術作品等収集審査委員会運営要綱」が施行される
	土公武二郎初代館長就任
平成 11年 9月	建物が完成する
平成 11年 11月	美術館開館
平成 13年 4月	石井秀隣館長就任
平成 17年 4月	田中隆吉館長就任
平成 23年 4月	萱嶋稔教育長が館長兼任
平成 24年 4月	安井雄一郎館長就任
平成 26年 4月	萱嶋稔教育長が館長兼任
平成 26年 7月	萱嶋稔館長就任
平成 30年 4月	稻井義人社会教育課長が館長兼任
平成 30年 7月	島埜内遵館長就任
令和 2年 4月	萱嶋稔館長就任

II 展覧会

1. 常設展

高鍋町は、江戸時代から教育の藩と言われ、古くから多くの優秀な人材が育成された。長い歴史を辿ると、高鍋藩や秋月家に関連する人物のなかでも特に美術に造詣の深い秋月種樹や秋月可山、多くの美術家を育てた有田四郎、平原美夫をはじめ、河野扶、道北昭介など優れた作家を輩出している。また、高鍋町出身で児童福祉の父と呼ばれる石井十次の娘婿は岡山県の画家・児島虎次郎であり、児島もまた幾度となく高鍋町に足を踏み入れている。当館では、こうした郷土作家の系譜コレクションと宮崎ゆかりの作品、また、姉妹都市協定を結んでいる山形県米沢市の名品など、19世紀の後半から現代に至るまでの作品を収蔵している。

常設展では、1年に2回の展示替えを行い、毎回テーマを設けて約800点に及ぶ所蔵品のなかから紹介している。

(1) 江戸から現代まで 高鍋町美術館“書”コレクション

書は“文字の美”と言える。文字は本来、ものごとを簡略化して伝えるという実用的な理由で生まれた。エジプトのヒエログリフや中国の漢字は、紀元前にはすでに発祥していたと言われている。文化が進むにつれ、文字を美しく書くという表現が生まれた。現在、日本では国語科の書写として、小学校3年生以上と中学校の全学年の授業で、毛筆による指導が行われるほど、書は親しまれている。

今期の常設展では、当館所蔵の“書”に焦点を当て作品を展示した。長い年月、多くの人に親しまれてきた書だからこそ、また、文字が明確な意味を有するからこそ、楽しみ学ぶことのできる歴史や考え方がある。地元の名士が書き残した座右の銘たる作品や、手紙のように状況やその時の気持ちを書き残した作品、オランダ語で書かれた作品まで、多様な表現が楽しめる内容とした。



会期

2020年4月1日（水）～9月22日（火・祝）

開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日

毎週月曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土日は除く）

観覧料

大人210円（170円） 小中高生・高齢者・障がい者 100円（80円）

※（ ）内は20名以上の団体料金。高齢者は70歳以上。障がい者は障がい者手帳所持者とその介護者1名まで。未就学児と高鍋町内の小中高生および特別支援学校生は無料。

会場

高鍋町美術館

主催

高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

出品数

24点

観覧者数

313人

常設展「江戸から現代まで 高鍋町美術館“書”コレクション」

令和2年4月1日(水)～9月22日(火・祝)

☆印のついている作品は「高鍋町美術館蔵名品選(図録)」に掲載している作品です。

展示順	作品名	作家名	技法
1	らふ 裸婦	児島 虎次郎	水彩画
2	むたい 無題	サイタ 亨	水彩画
3	きょうかい 教会	大上 敏男	油彩画
4	むたい 無題	辻野 精一	油彩画
5	すすきとしひこがしょじしたいしいじゅうじのしゃしん 鱸利彦が所持した石井十次の写真	(資料)	写真
6	いしいじゅうじしうぞうがしたえ 石井十次肖像画下絵	鱸 利彦	鉛筆画
7	いしいじゅうじしうぞうが 石井十次肖像画 ☆	鱸 利彦	油彩画
8	けいこくばんしゅう 渓谷晚秋 ☆	山内 多門	日本画
9	にほんとう 日本刀 ☆	和泉守国貞	日本刀
10	にほんとう 日本刀	国次	日本刀
11	ろうでいさいかしき 朧泥彩菓子器	石原 祥嗣	工芸
12	インディア・ゲート	児島 塙太郎	陶器
13	らんぶん 蘭文	高野 長英	書
14	せいきのうた 正氣之歌	藤田 東湖	紙本墨版
15	しちりつそうしょ 七律双書 ☆	西郷 南洲	書
16	ひとのよやまみちのごとし 人世如山路	秋月 種樹	書画
17	しょ 書	小林 天外	紙本墨書
18	まんねんしじょうたいへいじやく 萬年枝上太平雀 ☆	鈴木 馬左也	書
19	しょ 書 ☆	徳富 蘇峰	書
20	しょが 書画	矢野 鐵山	紙本着色
21	うかぶ 浮	平塚 奎翠	書
22	じひ 慈悲	松田 幸敏	書
23	せ一ぬがわとえつふえるとう セーヌ川とエッフェル塔	鳥原 茂之	水彩画
24	らふ 裸婦	目野 順也	油彩画

(2) ボーダーレス！～もっと自由にアートを楽しむ館蔵名品選～

今年度は、第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会が開催される年であった（次年度7月～10月に延期が決定）。近年、障がいのある方による芸術は、「アウトサイダー・アート」や「アール・ブリュット」という言葉を使ったひとつのムーブメントともいべき時期を迎えていた。今期の常設展示室では、本県の国文祭・芸文祭と一緒に盛り上げていきたいという当館の思いを、常設展としてテーマをもって実現することとした。合言葉は「ボーダーレス！」。本来、美術とは、宗教や国籍や障がいは関係なく、誰もが自由に表現できるものであるはずである。本展では、そのような「ボーダー（境界）」を感じさせない、パワフルな作品を選んで展示した。「私たちが思っているよりも、美術はもっと自由なのかもしれない」と鑑賞者に思っていただけることを念頭に置いた内容とした。



会期

2020年9月29日（火）～2021年3月26日（金）

開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日

毎週月曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土日は除く）

観覧料

大人210円（170円） 小中高生・高齢者・障がい者 100円（80円）

※（ ）内は20名以上の団体料金。高齢者は70歳以上。障がい者は障がい者手帳所持者とその介護者1名まで。未就学児と高鍋町内の小中高生および特別支援学校生は無料。

※令和2年11月3日（火・祝）は開館記念日につき観覧料無料。

会場

高鍋町美術館

主催

高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

出品数

22点

観覧者数

392人

常設展「ボーダーレス！もっと自由にアートを楽しむ館蔵名品選～」

令和2年9月29日(火)～令和3年3月26日(金)

展示順	作品名	作家名	技法
1	サンド メディテーション15 Sand meditation15	Ken Sato	ミクストメディア
2	もうひとつのくうかん3 もう一つの空間3	杉山 昭	水彩画
3	しゃかさんちゅうをいく 釈迦山中を行く	坂本 正直	油彩画
4	しゃかさんちゅうをいく 釈迦山中を行く		
5	さばくにたつげんじょうほうし 砂漠に立つ玄奘法師		
6	かぜのとりで2000 風の砦2000	橋本 俊雄	油彩画
7	トリル トリル	近藤 えみ	レリーフ
8	ふくじゅはんえい 福寿繁栄	秋月 種樹	紙本着色
9	にほんとう 日本刀	和泉守国貞	日本刀
10	はくゆうかき(ハナコ) 白釉花器(HANAKO)	児島 塙太郎	陶芸
11	いしがお 石顔	里見 勝蔵	立体
12	かお 顔(テラコッタ)		陶芸
13	ふじんぞう1 婦人像 I		素描
14	ふじんぞう2 婦人像 II		素描
15	ぶつぞう 佛像		水彩画
16	いわのげんそう 岩の幻想	森 露子	染色
17	くだつきはーと 管つきハート	黒木 重雄	アクリル画
18	さくひん2 作品 II	上村 次敏	水彩画
19	おか1 丘 I	宮本 哲	油彩画
20	ほしざらのしたで 星空の下で	河崎 志郎	油彩画
21	かぐらきこう「ほうじょうのまい」 神楽紀行「豊穣の舞」	弥勒 祐徳	油彩画
22	ゆき 雪	歌川 国周	版画
23	すいす スイス	サイタ 亨	水彩画
24	あき 秋		
25	たかなべたいし 高鍋大師	細川 和昭	写真

2. 特別展

（1）東京オリンピック公式ポスター制作アーティスト 書家・金澤翔子展

令和2年度の特別展「東京オリンピック公式ポスター制作アーティスト 書家・金澤翔子展」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけて、次年度へ延期することとした。

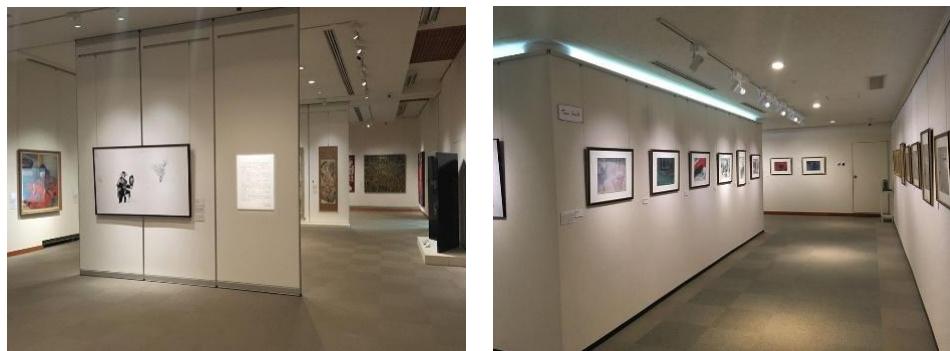
3. 企画展

（1）第17回高鍋町美術展覧会（無審査展）

今年度の高鍋町美術展覧会（無審査展）は、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言のため臨時休館となり、中止することとした。

(2) 高鍋町美術館館蔵名品選展

昨今の新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、当館では開催予定の企画展の中止や延期が決定した。今年度前期については、不定期での臨時休館は予測されるものの開館時に企画展を開催しない期間が多く発生する見通しとなった。その期間に来館された方にとって、少しでも日頃の緊張を緩め、心豊かなひとときとなることを目的として特別企画を開催することとした。本展は、昨年度に開館20周年を記念して当館の所蔵品約800点の中から48点の名品を厳選し紹介した「高鍋町美術館館蔵名品選」（図録）を刊行したことに関連するものである。企画展示室にて名品選に掲載したすべての作品を特別展示する内容とした（うち5点は常設展示室にて展示）。また併せて、会期中は回廊にて「特集サイタ亭」と題した特集展示を行った。



会期

令和2年6月2日（火）～8月30日（日）

開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日

毎週月曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土日は除く）

観覧料

大人210円（170円）

小中高生・高齢者・障がい者100円（80円）

※（）内は20名以上の団体料金。高齢者は70歳以上。障がい者は障がい者手帳所持者とその介護者1名まで。未就学児と高鍋町内の小中高生および特別支援学校生は無料。

会場

高鍋町美術館

主催

高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

出品数

48点

観覧者数

274人

(3) 交差する視点 辻野精一・道北昭介

昨今の新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、当館では開催予定の企画展の中止や延期が決定した。その期間に来館された方にとって、少しでも日頃の緊張を緩め、心豊かなひとときとなることを目的として特別企画を開催した。この特別企画は、「高鍋町美術館館蔵名品選展」（令和2年6月2日～8月30日）に続く、第2弾である。藩政時代の文化が脈々と受け継がれてきた高鍋では、古くは安田李仲、秋月可山から、有田四郎、平原美夫と、伝承的かつ古典的な表現が見られた。その一方で、革新的な表現を生み出している画家たちも存在する。辻野精一と道北昭介がそれである。

いずれも高鍋町出身の抽象画家である、1920（大正9）年生まれの辻野精一と1930（昭和5）年生まれの道北昭介は、たった一度だけ1978（昭和53）年に二人展を東京と福岡で開催している記録が残っている。とはいえ、県庁職員として制作に励み日日会の創立などに貢献し地域に根付いた活動をした辻野と、高鍋町での制作を主としながら都心部への出展を意欲的に続けた道北には、画家として追求したものに大きな懸隔が存在する。本展では、高鍋ゆかりの抽象画家二人の所蔵品を同会場で展示することで、40年以上前に交差した二人の視点を追想するように鑑賞できる機会を提供した。また、二人の画歴をもとに改めて作家としての歩みを考証する機会とした。

また併せて、会期中は回廊にて「特集 雨田正」と題した特集展示を行った。所蔵している雨田正作品は、平成28年度の常設展「雨田正コレクションと美術館名品展」以来のまとめた作品展示であった。



会 期

令和2年10月24日（土）～11月29日（日）

開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休 館 日

毎週月曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土日は除く）

観覧料

常設展観覧料に含むものとする

大人 210円 (170円)

小中高生・高齢者・障がい者 100円 (80円)

※()内は20名以上の団体料金。高齢者は70歳以上。障がい者は障がい者手帳所持者とその介

護者1名まで。未就学児と高鍋町内の小中高生および特別支援学校生は無料。

※令和2年11月3日(火・祝)は開館記念日につき観覧料無料。

会場

高鍋町美術館

主催

高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

出品数

企画展示室 21点

回廊 31点

観覧者数

268人

交差する視点　辻野精一・道北昭介

会期 | 2020.10.24 (土) - 11.29 (日)

主催 | 高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

※ 作品番号は順路順の通し番号です。

交差する視点　辻野精一・道北昭介

一般・企画展示室

作品番号	作品名	Title of work	作家名	サイズ (縦×横・cm)
1	春だち N0 2	First Signs of Spring No. 2	辻野 精一	72.7×91.0
2	無題	Untitled	辻野 精一	72.7×92.0
3	天地創造	The Creation of Heaven and Earth	辻野 精一	112.0×145.5
4	遊目	Playful Eyes	辻野 精一	194.2×144.3
5	叢祠の住人	Shrine Dweller	辻野 精一	130.0×162.0
6	さかだち (A)	Standing on End (A)	辻野 精一	145.5×112.0
7	さかだち (B)	Standing on End (B)	辻野 精一	145.5×112.0
8	訴&願	Appeal and Hope	辻野 精一	162.0×130.0
9	無題	Untitled	辻野 精一	145.5×193.8
10	プリズム・・・14	Prism...14	辻野 精一	145.5×224.0
11	ピエロの終日	A Clown's Day	道北 昭介	162.0×130.0
12	跡 (赤)	Tracks (Red)	道北 昭介	81.0×61.0
13	無題	Untitled	道北 昭介	118.0×93.0
14	土の祭り	Festival of Earth	道北 昭介	119.0×93.0
15	無題	Untitled	道北 昭介	185.0×91.0 (455.0)
16	土の祭り	Festival of Earth	道北 昭介	162.0×130.0
17	跡 (黄)	Tracks (Yellow)	道北 昭介	83.5×62.0
18	土の物語より蛾の舞N0. 1	From the Legend of Earth, The Moth's Dance No. 1	道北 昭介	162.0×130.0
19	海辺のファンタジー	Seaside Fantasy	道北 昭介	162.0×130.0
20	雲の世界	World of Clouds	道北 昭介	162.0×130.0

休憩室

21	映像	Movie	22分間
----	----	-------	------

特集 雨田 正

回廊

作品番号	作品名	Title of Work	作家名	サイズ
1	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
2	馬ヶ背	Umagase	雨田 正	45.0×57.5
3	風景 (藤のある風景)	Landscape (Landscape with Wisteria)	雨田 正	57.0×75.5
4	学校の風景	Landscape with School	雨田 正	48.0×63.5
5	学校の風景	Landscape with School	雨田 正	57.0×75.5
6	湖のある風景	Landscape with Lake	雨田 正	45.0×57.5
7	学校室内風景	Schoolroom Landscape	雨田 正	57.0×75.5
8	静物	Still Life	雨田 正	63.0×48.5
9	グラジオラス	Gladiolus	雨田 正	48.0×63.5
10	紫陽花	Hydrangea	雨田 正	75.5×57.5
11	果物	Fruit	雨田 正	48.0×63.5

12	黒猫とマーガレット	Black Cat With Marguerite	雨田 正	75.5×57.5
13	桃と蜜柑	Peach and Mikan	雨田 正	48.0×63.5
14	風景（大淀川）	Landscape (Oyodo River)	雨田 正	57.0×75.5
15	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
16	風景（河口のボート）	Landscape (Boats at the Mouth of the River)	雨田 正	57.0×75.5
17	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
18	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
19	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
20	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
21	橋のある風景	Landscape with Bridge	雨田 正	57.0×75.5
22	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
23	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
24	風景	Landscape	雨田 正	57.0×75.5
25	風景（美々津）	Landscape (Mimitsu)	雨田 正	57.0×75.5
26	フリージア	Freesia	雨田 正	63.0×48.5
27	静物（桃）	Still Life (Peach)	雨田 正	48.0×63.5
28	いすにかける女性	Woman Sitting in Chair	雨田 正	75.5×57.5
29	椅子にかける女性	Woman Sitting in Chair	雨田 正	75.5×57.5
30	風景	Landscape	雨田 正	48.0×63.5
31	風景（デッサン）	Landscape (Sketch)	雨田 正	48.0×63.5

(4) reform 島寄清史展

令和2年度の企画展「reform 島寄清史展」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけて、次年度へ延期することとした。

（5）第35回国民文化祭・みやざき2020

第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会

宮崎アーティストファイル ギフト展

令和2年度の企画展「第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会 宮崎アーティストファイル ギフト展」は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大をうけて、次年度へ延期することとした。

(6) 第22回西都・児湯の子どもたちによる絵画展

本展は開館以来、毎年開催している企画展である。西都・児湯郡内の小学校・中学校・特別支援学校の全校から、各学校にて選出した作品を出品していただいている。さらに3名の審査員に依頼し、出品作品から優秀な作品を選出し、受賞者には表彰式にて表彰状の授与を行った。各学校での美術活動は常時行われているが、それを一堂に展示する機会は無く、西都・児湯郡内に唯一存在する町立の美術館としての重要な役割を果たしている。

会 期

令和2年12月13日(日)～12月27日(日)

開館時間

午前10時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

休 館 日

毎週月曜日(祝日は除く)

祝日の翌日(土日は除く)

観 覧 料

無料

会 場

高鍋町美術館

主 催

高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

後 援

西都市・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町・西都市教育委員会・新富町教育委員会・西米良村教育委員会・木城町教育委員会・川南町教育委員会・都農町教育委員会

出 品 数

443点

観覧者数

975人

審査員

前田 昌樹氏(画家)

田中 隆吉氏(画家)

萱嶋 稔(当館館長)



（7）第20回高鍋高校美術・書道部展

令和2年度の第20回高鍋高校美術・書道部展は、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言のため臨時休館となり、中止することとした。

(8) 小説『秋月鶴山 上杉鷹山がもっとも尊敬した兄』出版記念

秋月鶴山と上杉鷹山展

令和3年2月7日（日）、高鍋町は町制施行120年を迎える。令和3年2月9日（火）には、童門冬二氏が著した小説『秋月鶴山 上杉鷹山がもっとも尊敬した兄』が一般発売された。このような追い風を受けて、全国的に高鍋藩七代藩主・秋月鶴山（秋月種茂）への関心が高まっている。本展では、郷土の歴史に興味を持ってもらうことを目的とし、高鍋町歴史総合資料館の関係資料や町立高鍋図書館所蔵の関連書籍に加え、小説の表紙を飾った高鍋町美術館所蔵の「陽鶴」（秋月種樹）を展示した。



会期

令和3年2月13日（土）～2月28日（日）

開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日

毎週月曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土日は除く）

観覧料

無料

会場

高鍋町美術館

主催

高鍋町教育委員会・高鍋町

出品数

18点

観覧者数

815人

小説『秋月鶴山 上杉鷹山がもっとも尊敬した兄』出版記念

秋月鶴山と上杉鷹山展

会期 | 2021. 2. 13 (土) - 2. 28 (日)

主催 | 高鍋町教育委員会・高鍋町

企画展示室 1

作品番号	作品名	作者名	種類	所蔵
1	『小説 秋月鶴山 上杉鷹山がもっとも尊敬した兄』直筆草稿（あとがき）	童門冬二	資料	作家
2	伝国の辞 複製	上杉鷹山	書	高鍋町歴史総合資料館
3	高鍋藩江戸麻布屋敷図 複製	不明	絵図	高鍋町歴史総合資料館
4	上杉鷹山肖像画	不明	書画	高鍋町歴史総合資料館
5	上杉鷹山から丸山蔚明への書	上杉鷹山	書	高鍋町歴史総合資料館
6	漢詩 明月来相照 複製	秋月鶴山	書	高鍋町歴史総合資料館
7	陽鶴	秋月種樹	書画	高鍋町美術館
8	寄松和歌	秋月鶴山	書	高鍋町歴史総合資料館
9	高鍋城古図	不明	絵図	高鍋町歴史総合資料館
10	明倫堂で使用された机	不明	資料	高鍋町歴史総合資料館
11	明倫堂記録	不明	資料	町立高鍋図書館
12	領地目録 写	不明	書	高鍋町歴史総合資料館

作品番号	作品名	作家名	種類	提供
13	映像「秋月種茂没後 00年シンポジウム 童門　一 冬二氏講演会」	2	映像	高鍋町・高鍋町教育委員会

作品番号	作品名	作者名	種類	所蔵
14	三好善太夫から上杉鷹山への手紙 複製	三好善太夫	書簡	高鍋町歴史総合資料館
15	娘・貞生（ケイ）に宛てた 書簡	秋月鶴山	書簡	高鍋町歴史総合資料館
16	高鍋藩法令	秋月鶴山	古文書	町立高鍋図書館
17	郷閭学規 写	秋月鶴山	古文書	町立高鍋図書館
18	自求録 上	千手八太郎	古文書	町立高鍋図書館

(閲覧用書籍)

- ・秋月種茂 復刻
- ・読み下し旧記抜書
- ・秋月種茂と秋月種樹
- ・秋月種茂ものがたり
- ・「仁」と「諫」高鍋藩・鷹山を育んだ風
- ・無私の精神の系譜
- ・上杉鷹山写真集 目でみる鷹山公偉蹟
- ・上杉鷹山公の人生観
- ・上杉鷹山公物語
- ・小説上杉鷹山 上巻
- ・小説上杉鷹山 下巻
- ・峠道
- ・細井平洲 完全版
- ・高鍋藩史話

町立高鍋図書館所蔵

回廊

- ・秋月種茂ものがたり 抜粋

(9) 高鍋町美術館実技講座生徒作品展

高鍋町美術館では、当館主催の「実技講座」と貸館事業による「自主実技講座」の2種類を開講している。「実技講座」は初心者を対象としており、より多くの方に受講していただるために、原則として同一講座を2年続けて受講することはできない。「自主実技講座」は、主に講座修了者が自主的に集まって実習室を使用し、制作活動を続けているものである。本展では、実技講座の1年間の制作活動の集大成として、当館主催にて発表の場を提供している。制作活動に興味をもつ一般の方に対して実技講座の活動を周知するとともに、受講者に対して制作活動の意欲向上を図る機会となっている。このように、地域の生涯学習の一環として、さまざまな役割と効果を担っている。

会期

令和3年3月6日（土）～3月21日（日）

開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで・最終日は午後3時まで）

休館日

毎週月曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土日は除く）

観覧料

無料

会場

高鍋町美術館

主催

高鍋町美術館・高鍋町教育委員会・高鍋町

出品数

95点

観覧者数

225人

参加講座

〔主催実技講座〕

- ・水彩絵手紙
- ・超リアル色えんぴつ

〔自主実技講座〕

- ・木版画講座バレン・タ・in高鍋
- ・絵てがみ教室ぶ～け
- ・重ね切り絵ぱっぽ
- ・パステル教室



III 普及活動

1. 美術講演会

なし

2. 美術教室

(1) ワークショップ(申込型)

日 程	内 容	講 師	参加者数
令和2年8月7日(金)	西米良村子どもワークショップ ※中止	青井 美保(当館学芸員)	—

(2) ワークショップ(募集型)

期 日	内 容	講 師	参加者数
令和2年5月5日(火・祝)	手づくり万華鏡 ※中止	青井 美保(当館学芸員)	—
令和3年3月7日(日)	ぞうけいあそび ※中止	萱嶋 稔(当館館長)	—

(3) その他

期 日	内 容	担当者	参加者数
令和2年8月20日(木)	町内小中学校美術技術部会研修会 (於:高鍋西中学校)	萱嶋 稔(当館館長)	7
令和3年1月27日(水)	町内小中学校美術技術部会研修会	青井 美保(当館学芸員)	7

3. インターンシップ

なし

4. アウトリーチ活動

なし

5. 寄稿

期 日	内 容	担当者
令和2年3月	滋賀県アール・ブリュット全国作品調査研究 令和2年度報告書(作者…伊藤有紀恵、鈴木健太、榎本耕一、中武卓)	青井 美保(当館学芸員)

※中止…新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、中止とした。

IV 施設利用

1. 展示室

(1) 常設展月別観覧者

月	開館 日数	個人		団体		共通観覧券		無料 未就学児・町内小 中高生および特別 支援学校生・招待 者等を含む	合計
		大人	小中高生・高 齢者・障がい 者	大人	小中高生・高 齢者・障がい 者	大人	小中高生・高 齢者・障がい 者		
	日	人	人	人	人	人	人	人	人
4	11	6	0					5	11
5	0								0
6	25	62	39					26	127
7	22	57	32					15	104
8	12	29	5					10	44
9	17	21	3					3	27
10	21	48	37					25	110
11	24	81	70					58	209
12	16	7	1					1	9
1	7	5							5
2	22	22	8					8	38
3	18	12	5					4	21
計		195	350	200	0	0	0	155	705

(2)展覧会観覧者

展覧会名	会期	会場	日数	入場者数(個人)		入場者数(団体)	
				大人	小中高生・ 高齢者・障 がい者	大人	小中高生・ 高齢者・障 がい者
第19回高鍋高校OB美術展	4/4~4/12	企画展示室	8				
第17回高鍋町美術展覧会 (無審査展)※中止	4/18~5/10	企画展示室					
reform 島崎清史展※延期	5/30~6/28	企画展示室					
東京オリンピック公式ポスター制作アーティスト 書家・金澤翔子展 ※延期	7/18~8/30	企画展示室					
高鍋町美術館館蔵名品選展	6/2~8/30	企画展示室	59	148	76		
田中隆吉第23回個展～コロナに負けないで～	9/15~9/22	回廊・エントランス	8				
児湯支部書展※中止	9/29~10/4	回廊・エントランス					
第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会 ～歴史彩る～高鍋の城址！日本の城址！写真展※延期	10/24~11/8	企画展示室					
第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会 宮崎アーティストファイル ギフト展※延期	11/14~11/29	企画展示室					
工房 赤い面 知的障がい者アート 心のこよりゅう作品展※延期	11/14~11/29	企画展示室					
交差する視点 辻野精一・道北昭介	10/24~11/29	企画展示室	31	102	90		
第22回西都・児湯の子どもたちによる絵画展	12/13~12/27	企画展示室	13				
明るい選挙啓発ポスター・書道作品展示	10/31~11/6	多目的ホール	5				
第20回高鍋高校美術・書道部展 ※中止	1/16~1/24	企画展示室					
第22回高鍋町美術協会展	1/27~2/3	企画展示室	7				
墨友展	1/27~2/3	エントランス	7				
秋月鶴山と上杉鷹山展	2/13~2/28	企画展示室	13				
第44回町内小中学校読書感想画展	2/13~2/28	企画展示室	13				
高鍋町美術館実技講座 生徒作品展	3/6~3/21	企画展示室	14				
第15回アートフェスティバル「外国人が見た宮崎」巡回展	3/6~3/21	エントランス	14				
小計(延べ人数)	—	—	—	250	166	0	0
合計(延べ人数)							

無料 未就学児・町内小 中高生および特 別支援学校生・招 待者等を含む	合計			
	有料展		無料展	
	企画展	ギャラリー展	企画展	ギャラリー展
193				193
50	274			
256				256
76	268			
975			975	
147				147
250				250
250				250
815			815	
815				815
225			225	
225				225
4,277	542	0	2,830	1,321
				4,693

2. 多目的ホール・実習室

月	日	曜	使用箇所	時間帯	行 事 名	参加者
4	2	木	ホール	午後	簿記勉強会	4
	7	火	ホール	午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	6
	8	水	ホール	午前	(実技講座)水彩絵手紙	11
	9	木		午後	水墨画05教室	2
5					新型コロナウイルス県内発生に伴う臨時休館により使用実績なし	
6	2	火	ホール	午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	5
	4	木	ホール	午前	簿記勉強会	4
	9	火	ホール	午前	重ね切り絵ぼっぽ	5
	10	水	ホール	午前	(実技講座)水彩絵手紙	10
	11	木	ホール	午前	簿記勉強会	4
	18	木	ホール	午前	簿記勉強会	4
	19	金	ホール	午後	絵手紙ぶーけ	8
	23	火	ホール	午前	重ね切り絵研究会	6
	27	土	ホール	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	10
				午後	パステル画教室	8
7	7	火	ホール	午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	5
	8	水	ホール	午前	(実技講座)水彩絵手紙	8
	9	木	ホール	午前	簿記勉強会	4
	21	火	実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	6
	23	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
8					新型コロナウイルス県内発生に伴う臨時休館により使用実績なし	
9	8	火	実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	7
				午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	5
	9	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	5
				午後	水墨画05教室	2
	10	木	実習室	午前	簿記勉強会	3
	12	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	3
	16	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	6
	17	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	18	金	実習室	午前	絵手紙鶯草・水墨画	9
				午後	絵手紙ぶーけ	6
	19	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	5
				午後	パステル画教室	7
	22	火	実習室	午前	重ね切り絵研究会	6
10	6	火	実習室	午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	6
	7	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	2
	8	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	10	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	5
	13	火	実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	6
	14	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	6
	15	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	16	金	実習室	午前	絵手紙鶯草・水墨画	9
				午後	絵手紙ぶーけ	8
	17	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	4
				午後	パステル画教室	6
	22	木	ホール	15:00~18:00	公益財団法人 宮崎県消防協会県中ブロック長会議	49
	27	火	実習室	午前	重ね切り絵研究会	4
	29	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
				午後	水墨画05教室	2
	30	金	ホール	午後	明るい選挙啓発ポスター・書道作品展(準備)	3
	31	土	ホール	午前・午後	明るい選挙啓発ポスター・書道作品展	11

11	1	日	ホール	午前・午後	明るい選挙啓発ポスター・書道作品展	27
	3	火	ホール	午前・午後	明るい選挙啓発ポスター・書道作品展	38
			実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	6
				午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	4
	5	木	ホール	午前・午後	明るい選挙啓発ポスター・書道作品展	18
			実習室	午前	簿記勉強会	4
	6	金	ホール	午前・午後	明るい選挙啓発ポスター・書道作品展	20
	10	火	ホール	午前・午後	九州農政局宮崎拠点	66
	17	火	実習室	午前	重ね切り絵研究会	5
	18	水	実習室	午後	水墨画05教室	2
	19	木	実習室	午前	簿記勉強会	3
	20	金	実習室	午前	絵手紙鶯草・水墨画	9
			実習室	午後	絵手紙ぶーけ	9
	21	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	3
	25	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	2
	26	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	28	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	5
				午後	パステル画教室	5
12	5	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	3
	8	火	実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	6
				午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	5
	13	日	ホール	午前	第22回西都児湯の子どもたちによる絵画展 表彰式リハーサル	86
	16	水	実習室	午後	水墨画05教室	2
	17	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	18	金	実習室	午後	絵手紙ぶーけ	6
	19	土	ホール	午前・午後	高鍋高校音楽部第1回演奏会	97
				午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	7
			実習室	午後	パステル画教室	4
	20	日	ホール	午後	ピアノ発表会	53
	22	火	ホール	午後	第3回高鍋まごころサポーター養成研修	26
			実習室	午前	重ね切り絵研究会	6
	23	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	7
	24	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
1	27	水	実習室	午後	領域別部会	8
2	9	火	実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	6
	10	水	実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	7
	11	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	13	土	ホール	午前	第44回町内小中学校読書感想画展 表彰式	78
			実習室	午前	第44回町内小中学校読書感想画展 控室	8
	14	日	ホール	午前・午後	ピアノ・バイオリン発表会	60
	17	水	ホール	午後	高鍋町美術館協議会	12
			実習室	午前	(実技講座)水彩絵手紙	6
	18	木	実習室	午前	簿記勉強会	4
	19	金	実習室	午前	絵手紙鶯草・水墨画	6
				午後	絵手紙ぶーけ	5
	20	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	7
				午後	パステル画教室	4
	23	火	実習室	午前	重ね切り絵研究会	6
	27	土	実習室	午前	(実技講座)超リアル色鉛筆	3
3	9	火	実習室	午前	重ね切り絵ぼっぽ	6
				午後	木版画講座 バレン・タ・in高鍋	5
	11	木	実習室	午前	簿記勉強会	3

3	16	火	ホール	午後	事務補助の面接	3
			実習室	午後	事務補助の面接 控室	3
	18	木	実習室	午前	簿記勉強会	2
	19	金	実習室	午後	絵手紙ぶーけ	9
	20	土	実習室	午後	パステル画教室	6
	23	火	実習室	午前	重ね切り絵研究会	5
	25	木	実習室	午前	簿記勉強会	3

合計 1,133

V 収蔵資料

1. 作品収蔵状況

分類		美術品										合 計
		日本画	油彩画	水彩画	素 描	版 画	彫 刻	工 芸	写 真	その 他		
所蔵品数	寄贈	9	175	201	29	55	2	32	14	83	600	
	寄託	8	2	1	2	133	2	66	0	16	230	
	小計	17	177	202	31	188	4	98	14	99	830	

(令和3年3月31日現在)

2. 資料の貸出

なし

VI 学芸員記録 (culture)

この「culture」は当館が実質的に主催した展覧会を、原則として主催者の立場で記録したものである。毎年、地域色のある展覧会を開催しているが、それに伴う図録の作成が実現できていないため、その特色を概観することを目的として記録している。

同じ目的をもって平成30年度より「デジタルアーカイブ（記録集）」を別途作成する事業をスタートした。本来図録を作るべき企画展においてその予算が得られなかつた際、“データ上の”図録を作成するというものである。ウェブ上における情報の揮発性の高さや改ざんのリスクなどは認識しており、あくまでも暫定的な対処法であると考える。なお、高鍋町美術館では、この“データ上の”図録も、最小限の部数は印刷保管している。加えて、国立国会図書館に納本している。なお、全文は高鍋町美術館ホームページにて公開している。

www.town.takanabe.lg.jp/museum/1761.html

高鍋町出身の抽象画家・辻野精一と道北昭介について—収蔵品からの考察—

青井 美保

(高鍋町美術館学芸員)

はじめに

1920年生まれで、日日会（宮日総合美術展無鑑査による会）創設の場に臨んだ辻野精一と、1930年生まれで、福岡の美術評論家たちから熱い視線が注がれた道北昭介。新感覚の絵画を模索した二人の表現は、今も輝き続けている。2020年10月24日

(土)～11月29日(日)に高鍋町美術館企画展示室にて開催した「交差する視点 辻野精一・道北昭介」では、いずれも高鍋町出身で抽象画に取り組んだ辻野と道北の、幅4m超の大作を含む所蔵作品全48点のなかから20点を特別公開した。1978年に一度だけ東京・銀座で実現した二人展に思いを馳せた、初企画である。

辻野については、当館に37点もの作品が所蔵されておりながら、これまで研究される機会はほとんどなかったと言える。数少ない美術評論家による辻野評は1978年に東亜画廊（福岡県福岡市）で開催された辻野精一個展での案内状に掲載された中村義一（当時宮崎大学教授・1929—）によるものである。一方で道北については、没後に開催された遺作展にあたり『道北昭介画集』が発行されている。この機会に、福富健男（文筆家・1936—）・石井一次（農業者・1931—2018）らによる熱心な調査が行われたことは、重要な意味を持った。また、同じく画集の冒頭に、谷口治達（美術評論家・1932—2013）による道北評が掲載されていることは、道北の広い交流関係を示し、核心に迫った内容となっている。逆にそれ以降、この二人が注目されることはないに等しい。高鍋町に生まれ、抽象画に取り組んだ二人が、なにを想い、なにを描いていたのか。二人の相違点を浮かび上がらせることで、「地域の美術史」としての課題をいま一度見つめ直すことはできないだろうか。そのような考えで、本稿は、辻野精一と道北昭介の生涯にわたる表現の変遷を整理しながら、両者の画家としての性格を明らかにすることを目的としている。

1. 辻野精一

辻野が本格的に制作を始めたきっかけは、1953年（当時33歳）に県庁職員絵画グループに入ったことである。1939年（当時19歳）のころにはすでに画家を志望していたというが、家族の反対にあい断念、その後宮崎県庁に勤務といった経緯をたどっている。辻野の制作への取り組み方は、宮崎県内のアマチュア画家（公募展などに作品を出品する画家たち）のそれに非常に近い。大学や団体などで特定の画家に師事するのではなく（辻野の場合は1964年からモダンアートに所属するが特定の画家に師事したとまでは断定できない）、宮崎県美術展や宮日総合美術展（現在のみやざき総合美術展）に出品することで研鑽を重ね、身の回りにいる画家たちの刺激や影響を受けて作品を制作する。世界の美術的動向や美術史などについての情報は、専ら画集や美術雑誌から吸収するといったところである。以下に、辻野の画業のなかで分岐点になったと考えられる出来事を挙げ

たい。

“宮崎神宮”という原風景

1972年（52歳）ごろから、辻野は伎楽面（ぎがくめん）シリーズに取り組んでいる。これは、辻野の母が宮崎神宮の近くに生まれ、幼少期より舞や面に親しみがあったことが背景にある。このシリーズでは、辻野は貝の粉を混入し、日本画を意識した作品づくりを行っている。辻野作品の多くに、面らしきものが描かれ、また晩年に辻野が和紙を使用した表現へと移行する様子からも、辻野は日本古来の特性をどのように画面に落とし込むかについて、生涯模索していたと言ってよい。

ジョアン・ミロの影響

辻野自筆の年譜ⁱによると、1982年（当時62歳）に「このころジョアン・ミロに心酔する」との記述がある。ジョアン・ミロ（1893-1983）は、スペイン・バルセロナ出身の画家である。人物や鳥などをデフォルメする作風や、原色を基調とした色使いなど、辻野の作風にはミロからの多くの影響が見受けられる。

瑛九の影響

1983年5月22日付け朝日新聞の記事ⁱⁱにて、辻野（当時63歳）は「瑛九に学び何年たっても腐らないよい絵を描き残したい」と発言している。瑛九（1911-1960）については、辻野作品の作風への直接的な影響を見受けることはできない。しかし辻野が制作において、瑛九に大きな影響を与えたシュルレアリズムを、ヒントとした可能性は考えられる。例えば「天地創造」（1978年・高鍋町美術館蔵）は、シュルレアリストのアンドレ・マッソン（1896-1987）やロベルト・マッタ（1911-2002）の作風を彷彿とさせる。瑛九より一つ年上で、交流は無かったにせよ青年期を共に宮崎で過ごした辻野にとって、シュルレアリズムに魅了され世界的に評価された瑛九への憧憬が少なからずあったのではないだろうか。

以上、三つのポイントを踏まえたうえで、宮崎神宮を発端とした新しくも古風な一面と、ジョアン・ミロ（1893-1983）心酔を発端とした奔放で色彩豊かな一面がそれそれに成熟していく、晩年にはそれらが融合した形で「床板スタイル／板屏風景」（画家・村井正誠《1905-1999》による記述）ⁱⁱⁱに至ったと推測することが妥当であろう。

2. 道北紹介

道北は1951年（当時21歳）に宮崎大学学芸学部2年課程を修了し、その後県内小中学校の教諭として務めた。本格的な制作は1958年（当時28歳）、新象作家協会に出品してからである。道北の場合は、県内の作家との交流がなかったわけではないが、他の県内作家と比較して異様に多いのは中央の作家たちとの交流、またそれは画家に留まらず、農業評論家や生物学者など多岐にわたるところである。なお、1966年（当時36歳）に道北は、小学校を退職し、家業（つるや旅館）を継いでいる。そんな道北の画業の

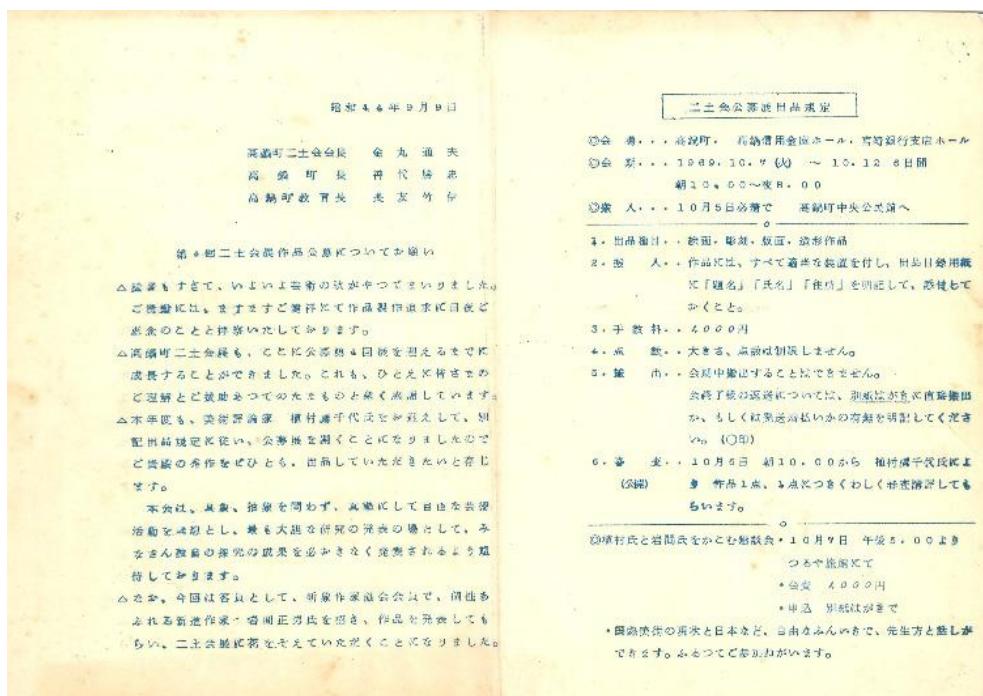
なかで分岐点となったと考えられる出来事を挙げたい。

福沢一郎に師事

道北が師事した画家・福沢一郎は、道北にとって「どのように描くか」の部分に大きな影響を与えたと言ってよい。周知のとおり、シュルレアリスムと深い関わりがある福沢は、1924年の渡仏時にジョルジョ・デ・キリコ（1888-1978）やマックス・エルンスト（1891-1976）に影響を受けた作品を制作しており、帰国後もシュルレアリスムを紹介する活動を行っている。だが、道北がもっとも福沢から影響をうけたと考えられる一面は、社会批判的視点である。福沢のテーマが一貫して「人間」や「社会」であったため、福沢と出会った^{iv}直後の作品「ピエロの終日」（1965年・高鍋町美術館蔵）は、同様のテーマ性を感じることができる。注目すべきは、そこをスタート地点として、道北が地域色豊かなテーマに発展させていったことであるが、それは後述する。

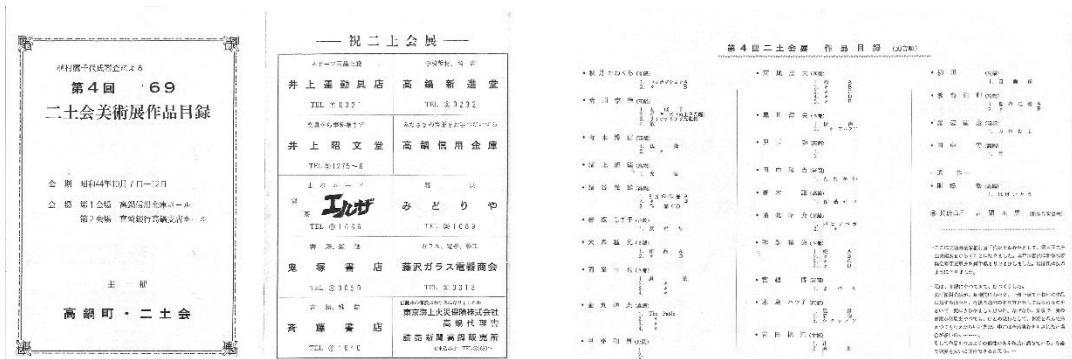
二土会

行動力をもって活動と制作を展開した福沢同様、道北も高鍋町を拠点として多様な活動を精力的にこなした。高鍋町内で独自の文化団体・二土会^vを設立し、その第一回の公募展では、植村鷹千代（美術評論家・1911-1998）・幸寿（画家・1911-2003）・岩間正男（画家・1926-2013）を審査員として招聘したというから驚きである。二土会の活動は、道北が地方で九州現代美術の土壤を耕そうとした稀有な事例と言っても過言ではない。道北の活動はこれに留まらず、高鍋町文化協会・里の会・高鍋ユネスコ協会・日向ひょうすん坊共和国の設立と、美術分野に留まらない多様な団体の設立に携わった。これらの活動が道北作品の制作におけるインプット（ここでは情報や知識を取り込むの意）の部分に、関係があったことは想像に難くない。



資料 1

第4回二土会展作品公募についてお願ひ（田中等氏提供）



資料2

第4回二土会美術展作品目録（田中等氏提供）

土シリーズ

前述の多様な活動のなかで、道北の代表的なシリーズへと結実したのが、この土シリーズである。高鍋で生活する道北にとって、農業は非常に身近なものであった。1961年（当時31歳）、農業基本法が制定され、宮崎県は農業県の地位確立にむけて激動の時代を迎えた。1966年、親交のあった松丸志摩三（農業評論家・1907—1973）が高鍋町に移住した。また道北は、1973年（当時43歳）から、山下惣一（農村作家・1936—）と親交を深め、同年、だきとシリーズを、翌年から土シリーズを制作している。この影響について、道北昭介画集にて美術評論家の谷口治達（1932—2013）はこう語っている。

松丸との交際により道北の作品には何か一つバックボーンのようなものが通り、鑑賞者にはしたたかな主張を持つ画家の印象を与え始めていた。（道北昭介画集・1996年8月6日発行）^{vi}

また、だきとシリーズについて、道北はこう語っている。

やっぱり人間が自然の力の中でしか生きられないということ、それがいまはどうにもならない状態になってますね。しかし自然の中での人間の存在、生活への渴望それをダギトというテーマで表現してみたかったわけですね（西日本あすの百人・九州朝日放送報道部編・1974年発行）^{vii}

なお、「だきと」という表記については、道北は作品名として「だきと」の表記で発表しているが、『西日本あすの百人』では「ダギト」で統一して表記されている。これらは、「田祈禱」の訛り呼称であるため、本稿ではそれぞれ出典のままの表記とした。

以上、三つのポイントを踏まえると、1960年代前半はまず徹底的に抽象画という描き方に取り組み、そこに1960年代中盤に社会批判的視点が取り込まれ、1970年代に、地方の土着性をテーマとした時代へと移行していく、といった道北の作風の変遷を把握することができる。その後、道北は1980年ごろから、雲シリーズ、「空隙」の連

作、「不快な夏日」をはじめとした“暗鬱な”（谷口治達による記述）^{viii}作品へと展開された。

3. 関係性と共通点

ここまで両者の画業の変遷をたどると、画家として探求したもの、目指したもののが異なることが明白になる。そうしたときに、突如両者の年譜のなかに「昭和53年 楽画廊（東京都）にて辻野精一・道北昭介二人展」という同一の文言が現れるのだ。一見まったく共通点のない二人にどのような背景があつてそれが実現されたのだろうか。実は、二人の記録には、若干の相違が見られる。辻野の記録には、「樂画廊（東京都）にて道北昭介と二人展。／東亜画廊（福岡市）にて個展。」^{ix}とあり、一方で、道北の記録には「樂画廊（東京都）にて辻野精一と二人展。／東亜画廊（福岡市）にて辻野精一と二人展。」^xとある。樂画廊は、道北が東京での発表の場として、1971年より度々個展を開催していた場所である。このことから、互いの個展に出し合うような形でこの年限りの二人展が実現したことが推測できる。道北善枝氏（道北昭介の長女）の記憶によると^{xi}、辻野は度々道北のアトリエを訪ねてきていたという。瑛九についての言及もしかりだが、温厚な性格の辻野は、年齢の上下に關係なく、実力のある画家から吸収する姿勢を持っていたのではないだろうか。

日本古来の神秘を、シュルレアリズムの影響をもつて展開した辻野精一。農民の精神性を、社会批判的視点で展開した道北昭介。いずれも題材には土着性が高く、表現方法に影響を受けた作家の余韻を残しながらも自身の描き方・テーマへと昇華させている。

二人展

辻野精一
道北昭介

’78/4月17日(日)～22日(土)

樂画廊
6-10番地 7-10-12
TEL: 371-3537



辻野精一
道北昭介



辻野精一・道北昭介

道北昭介・辻野精一

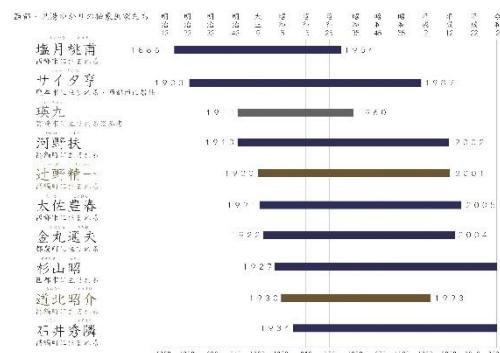
資料3

1978年二人展案内状（樂画廊）

4. 昭和の西都市・児湯郡における抽象画家たちの動向

筆者は今回二人の画家に焦点を当て、自館の所蔵品から見る論考を展開したが、これより俯瞰的に把握するためには、西都市・児湯郡の当時の動向を知る必要がある。そこで、資料4を参照されたい。第二次世界大戦が終結した1945年、辻野は35歳、道北は25歳であった。当時を知る杉山昭（画家・1927-）へのインタビュー^{xii}による

と、戦後は油絵具が入手しづらい状況が続き、「潤沢に使用していたのは県内では塩月桃甫（1886—1954）くらい」との印象であったという。ここ高鍋町では、古くは高鍋藩の絵師・安田李仲（安田家八代・1830—1908）、秋月可山（1867—1932）から、有田四郎（1885—1946）、平原美夫（1911—1975）と、伝承的かつ古典的な表現が見られた。地方では抽象の地位の獲得に躍進した時代であった。なかでも早い時期から社会批判的視点で描いたのが、太佐豊春（1921—2005）と道北昭介である。当時、この二人についての交流があったのかについてははっきりしていないが、生活拠点や活動内容からみるに、面識があつてもおかしくはない。また、時を同じくして、1957年～1962年に福岡では九州派が名を馳せていた。熱気を帯びた活動は少なからず聞こえていただろう。文学者と交流をもつ取り組みや、九州派の理念の一つであった反東京の部分は、道北の歩んだ道からも垣間見ることができる。これは、ただの偶然というよりは、時代性によるものと言えるだろう。同じく九州派の理念である反芸術についてもその理念を彷彿とさせる作品についてのエピソードが残っているので、ここで紹介したい。あるとき道北は、畑を鋤で耕した土の塊を、紐で縛り^{xiii}、さらにそれを石膏取りしたものを^{xiv}、東京都内で開催された何らかの展覧会にて発表していると見られる。道北は、1975年に共通して反東京の要素を持つ「俗」と題した絵画作品を発表。この年は、道北が土シリーズを次々と制作した年でもある。この土シリーズとも関係性が深いことが推測される“土の塊”については、実物はおろかその記録写真も残っておらず、今後調査を進めたい課題の一つとなった。なぜならば、この作品は反東京と反芸術の双方に取り組んだ、道北の数少ない作品である可能性が高いからである。その作品を検証することによって、紐解くことのできる道北の思想があるに違いない。また、その時代性や熱意について考察できることが期待できる。



資料4
西都・児湯の抽象画家たち
(拡大図はp. 50参照)

この点について会期終了後に黒木郁朝（版画家・1945—）より見解を聞くことができた。九州派の情報は聞こえてきたであろうし刺激は少なからず受けていただろう。しかし、表現の面では、岩間正男の影響が一番大きいとのことであった。^{xv}岩間もまた、道北が新象作家協会に入ることで出会った作家の一人である。記録によると、美術文化協会を脱退した岩間正男が、浅利篤（画家・1912—1999）らと、中心となって新象作家

協会を創立している。岩手県大槌町に生まれた岩間は、遠野地方に伝わる逸話を記した『遠野物語』^{xvi}や、岩手県北上市周辺に伝わる伝統芸能である鬼剣舞（おにけんばい）をテーマとして制作に取り組んでいる。それを絵画だけでなく、壁画、彫刻、ステンドグラスなど多様な表現を展開した。^{xvii}この見解に付け加えて、道北が初期に出会っている吉加江京司（1909—1993）の存在も忘れてはいけない。改めて振り返ると、たとえば「十字架のある風景」吉加江京司（1977年・宮崎県立美術館蔵）の、赤・黒・青といった不穏な色調や十字架を思わせる交差する線の配置などは、「争淨」道北昭介（1987年・個人蔵）と比較すると、描写への影響を見てとることができる。

また、今回の所蔵品展開催をきっかけに、高鍋町在住の美濃力氏よりご自身が所有している道北作品を見せていただく機会を得た。道北昭介画集のなかでも、晩年にひょうすんぼう（河童）をモチーフとして絵画や陶芸に取り組んだ記述^{xviii}がある。今回見せていただいた作品はそのシリーズの一つであることが分かる。そして、彫刻家の田中等氏より二土会の当時の資料を見せていただく機会を得た（資料1, 2）。これにより、『道北昭介画集』にある「萱嶋則松氏等」の記述が、萱嶋秀樹と則松喬であることが判明した。^{xix}このように、展覧会を開催することで、新しい出会いや発見を得ることがある。今後も調査を続けることで、前述の疑問や仮定に対する情報が得られることも期待できる。



資料5
「河童集会図」道北昭介（1967年）
美濃力氏蔵

おわりに

本所蔵品展の開催における趣旨は当初、作家の調査を改めて行うことで個々の年譜がより網羅されること、および作家双方の特徴が浮き出てくることへの期待であった。当然、そのような結果は得られたのだが、その他にも複数の発見と新たな課題を得た。作家のつくりだす作品には、それぞれの時代背景があり、また美術史上のどの部分に作家が共感したかといった検証が重要であるが、現状では充分になされていないという課題が浮上したのである。たとえば、道北が土シリーズのなかで社会批判の対象とした「農業」の問題を挙げることができる。これは高度経済成長などによって農村社会が崩壊の危機にあったという時代背景がある。前述の「九州派」の活動が活発であったという時代背景についても同様であるが、九州派についての記述は現在の時点では出てきていない。このようなこと

を敢えて本稿に記しているのは、今回取り上げた二人が、一定の世代から上の方々には記憶の残っている現代である一方で、筆者の世代はすでに生前の二人にお会いできていない世代となっているという現状に立ちはだかったからである。

生前、辻野は画家の村井正誠に評価され、道北は美術評論家の谷口治達や田中幸人に評価されている。それほどの画家たちであったにも関わらず、近年注目される機会が減っていることは否定できない。美術館の使命の一つに「人類共通の遺産を未来へと継承する」^{xx}責任がある。そして、作品を保管することはもちろんだが、計画的に発信し、再評価・再発見を繰り返していくことが重要である。次の世代である私たちは、「現代」を「美術史」として、「作品」を「文化財」として認識していく気概は足りているだろうか。筆者は今後も西都・児湯を中心とした作家・作品について調査研究し、多角的な視野から究明していきたい。またそれが、地方の美術館の在り方を考察していくうえでのひとつの手がかりとなることを願っている。

ⁱ 2000年に当時の館長・土公武二郎、係長・稻井義人との手紙のやりとりのなかで同封された自筆の年譜による。

ⁱⁱ 「新人国記続 ふるさと群像<30>」朝日新聞、1983年5月22日付け、19面

ⁱⁱⁱ 『月刊 美術評論』美術出版社、1979年8月号、“辻野精一個展（第7回）”

^{iv} 『道北昭介画集』道北昭介画集出版実行委員会、1996年、p. 69 “1963年 この頃福沢一郎画伯と出会いその後師事をうける。”

^v 同上、道北昭介画集出版実行委員会、1996年、p. 70 “久保吉文氏（独立美術会員）を中心に萱島則松氏等の日曜画家約20名程で毎月第二土曜日に集まるので二土会と名づけた。”

^{vi} 同上、道北昭介画集出版実行委員会、1996年、p. 4 “道北昭介の絵画” 谷口治達

^{vii} 『西日本あすの百人<九州朝日放送報道部編>』1974年、p. 181 “画材はすべて農村 中央思考をはね返す<ダギト>、土着文化 洋画家 道北昭介”

^{viii} 前掲書、道北昭介画集出版実行委員会、1996年、p. 6 「道北昭介の絵画」 谷口治達

^{ix} 2000年に当時の館長・土公武二郎と係長・稻井義人との手紙のやりとりのなかで同封された自筆の年譜による。

^x 前掲書、道北昭介画集出版実行委員会、1996年 p. 72

^{xi} 2020年10月、電話での聞き取り（青井）。

^{xii} 2020年10月、杉山昭氏自宅でのインタビュー映像撮影（青井）。「オーラル・ヒストリー・アーカイブ 井上和裕・福富健男・杉山昭（映像）」に収録。

^{xiii} 2020年10月、喫茶モルゲンでの井上和裕インタビュー映像撮影（青井）。「オーラル・ヒストリー・アーカイブ 井上和裕・福富健男・杉山昭（映像）」に収録。

^{xiv} 2020年10月、萱嶋稔（高鍋町美術館館長）への聞き取り（青井）。道北は1960年代に土の塊を石膏取りすることを萱嶋稔に依頼している。萱嶋は道北のアトリエを訪れて石膏取りを行ったという。

^{xv} 2020年12月、木城えほんの郷での聞き取り（青井）。黒木は中学時代に当時美術教諭であった道北と出会う。黒木が版画家として制作を開始したのも、交流は続いた。

^{xvi} 柳田國男『遠野物語』1910年

^{xvii} 『美術界年史（彙報）』東京文化財研究所 “新象作家協会設立（1957年11月）”

^{xviii} 前掲書、道北昭介画集出版実行委員会、1996年、p. 6 “1990年福岡市の村岡屋画廊で「河童と遊ぶ」と題して個展を開いた。” 谷口治達

^{xix} 『第4回二土会 作品目録（50音順）』（資料3）と萱嶋稔（高鍋町美術館館長・萱嶋秀樹の長男）の情報提供による。

^{xx} 提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」日本学術会議 史学委員会、博物館・美術館等の組織運営に関する文科会、2017年、p. 2

辻野 精一 年譜

大正 9	0 歳	高鍋町にて長男として生まれる。
昭和 7	12 歳	福岡日日新聞コンクールで銅賞を受賞する。
昭和 13	18 歳	高鍋農学校（現・県立高鍋農業高校）を卒業。卒業後、朝鮮の穀物検査所郡山支所に勤務。
昭和 14	19 歳	帰郷して鹿児島地方専売高鍋酒精工場に勤務する。この頃画家志望だったが家族の反対にあい断念。
昭和 16	21 歳	満州國の三江省鶴國にあつた高山組（建設業）に勤務する。
昭和 19	24 歳	満州國で召集。終戦後に満鉄（南満州鉄道）に入る。
昭和 21	26 歳	帰国して県地方事務所に勤務し、供米業務を行う。
昭和 25	30 歳	宮崎県庁に勤務。その後、県本庁に勤務となり、経済部・総務部・土木部に所属する。
昭和 28	33 歳	油絵の具セットを買う。この頃、県庁職員絵画グループに入る。
昭和 29	34 歳	宮崎県美術展に初出品・初入選。
昭和 36	41 歳	宮崎県美術展にて奨励賞受賞。
昭和 37	42 歳	石橋美術館（福岡県久留米市）にて第5回西日本洋画新人秀作展に出演。
昭和 39	44 歳	朝日賞全九州油絵コンクール（朝日新聞西部本社）にて入賞。 モダンアート協会展にて初入選。
昭和 40	45 歳	宮崎県旗制定を担当する。 全国県展選抜展に出演。
昭和 41	46 歳	宮崎県美術展にて奨励賞受賞。 主体美術協会展に出演。
昭和 42	47 歳	橘百貨店大ホール（宮崎市）にて初個展「第一回辻野精一個展」。
昭和 43	48 歳	文化庁県選抜展（東京都美術館）に出演。
昭和 44	49 歳	宮崎県立図書館に「鎧の語らい」（100号）を収藏。
昭和 45	50 歳	宮崎県美術展にて「城主の装い」が奨励賞受賞。
昭和 46	51 歳	宮崎県美術展で特選受賞。 モダンアート協会会友に推薦。 第3回宮崎美術家集団展に参加。 朝日西部美術展（朝日新聞西部本社）に出演。 石橋美術館（福岡県久留米市）にて西日本洋画新人秀作展に出演。 宮崎県美術展にて特選受賞。 西日本美術展（西日本新聞社）入選。 社団法人日本美術家連盟会員となる。 宮崎県美術展にて奨励賞受賞。 宮崎大学図書館増築記念展に出品「真夏の奥地林道」（100号）寄贈。 県総合博物館記念展に出品。

1920

1940

1950

1960

昭和 47	52 歳	現代九州沖縄洋画展（九州文化協会）に選抜展出展。 宮崎県美術展特選（宮日賞）受賞。 宮崎市役所が「白い道」（100号）を買い上げ収蔵。 宮崎県美術展で「面（おもて）III」が特選受賞。無鑑査となる。 モダンアート協会会員となる。 この頃、伎楽面（ぎがくめん）シリーズに取り組む。辻野の母が宮崎市神宮の生まれで、舞や面に親しみがあった。貝の粉を混入し、日本画を意識した作品づくりを行つた。
昭和 48	53 歳	ひまわり画廊（宮崎市）にて個展。
昭和 49	54 歳	県屋外広告物条例の全面改正に取り組む。
昭和 50	55 歳	橋百貨店（宮崎市）にて宮崎市市制50周年記念宮崎市総合美術展に出品。 宮日無鑑査会員による日日展を創立。会員となる。
昭和 51	56 歳	東京都美術館にて市民会議主催の第1回東京展に出品。 ひまわり画廊（宮崎市）にて個展。
昭和 52	57 歳	妻死去。農林中央金庫ロビー（宮崎市）にて追悼個展。
昭和 53	58 歳	ひまわり画廊（宮崎市）にて鳥原茂之氏と二人展。 宮崎県庁を退職。退職後、画業に専念する。
昭和 54	59 歳	機画廊（東京都）にて道北昭介と二人展。 東亜画廊（福岡県福岡市）にて個展。 この頃、平面の組み立てによる構成のシリーズに移行する。
昭和 55	60 歳	機画廊（東京都）にて個展。
昭和 56	61 歳	この個展での作品を村井正誠（画家）より「床板スタイル／板屏風景」と評される。
昭和 57	62 歳	ひまわり画廊（宮崎市）にて作品4人展（杉山昭・坂本正直・川越彌録・辻野精一）を開催。
昭和 58	63 歳	宮崎県美術展運営委員を務める（2年間）。
昭和 59	64 歳	「毎日グラフ（6—7月号）春の公募集」に掲載される。
昭和 60	65 歳	この頃、ジョアン・ミロに心酔する。
昭和 61	66 歳	「瑛九に学び何年たつても腐らないよい絵を描き残したい」と発言する。 (朝日新聞 1983.5.22)
昭和 63	68 歳	置県百年記念郷土作家美術コレクション展に出品。 宮崎県総合博物館が「人間模様」（130号）と「伎楽面」（100号）を収蔵。 県立高鍋農業高校創立80年記念展に出品。格技室にて100号の大作を38点展示する（版画家・金沢一生も出展）。
		身体障害者3級（咽頭全摘）となる。
		スコットランド・ダンデー市にて歐州美術クラブ・現代日本絵画代表作家展に出品。
		宮崎市役所が「青島」（15号）を買い上げ収蔵。
		山形屋百貨店（宮崎市）にて個展「日向の黒潮と山々」。

1970

1980

平成 3	71歳	都城市立美術館にて選抜秀作絵画展に出品。
		ひまわり画廊（宮崎市）にて個展「ピクト・ウロー・ペペーラ」を開催。 この頃、抽象画で紙（主に和紙）を使った表現へと移行する。
平成 4	72歳	都城市立美術館にて個展。
平成 12	81歳	宮崎市において没。

1990

2000

道北 昭介 年譜		
昭和 5	0 歳	高鍋町にて一男として生まれる。
昭和 11	6 歳	高鍋尋常高等小学校入学。
昭和 17	12 歳	高鍋国民学校卒業。県立高鍋中学校入学。
昭和 22	17 歳	県立高鍋中学校卒業。高鍋町農業会書記嘱託を命ぜられる。 同農業会書記嘱託を解かれる。
昭和 23	18 歳	兄湯郡川南村立山本小学校の助教諭に採用される。
昭和 24	19 歳	宮崎県学校教員退職。宮崎大学学芸学部入学。
昭和 26	21 歳	宮崎大学学芸学部2年過程を修了、小学校教諭2級免許を取得する。 県立盲学校延岡分校教諭に採用される。
昭和 27	22 歳	吉加江京司夫妻の媒酌により大分県南海部郡上入津村出身の高羽里枝と結婚。
昭和 28	23 歳	延岡市立東海中学校に転勤。
昭和 29	24 歳	延岡市立岡富中学校に転勤。
昭和 30	25 歳	第4回めだかの発表会。宮崎相互銀行3階ホール（延岡市）にて小品展。 どんどんぐり児童画研究会の発表会もあわせて開催。
昭和 32	27 歳	延岡市土々呂小学校に転勤。
昭和 33	28 歳	宮崎相互銀行ホール（延岡市）にて開催されたアシクトグループ展に出品。 小原会館（東京都）にて第1回新象作家協会新象展に出品。
昭和 34	29 歳	この頃、幸寿（画家）と出会い交流が始まる。 宮崎相互銀行ホール（延岡市）にて開催されたアシクトグループ展に出品。
昭和 35	30 歳	山形屋（宮崎市）にて美術集団フェニックス展に出品。 東京都美術館（東京都）にて第2回新象作家協会新象展に出品。
昭和 36	31 歳	大阪市立美術館（大阪府）にて新象作家協会展に出品。 東京都美術館にて第3回新象作家協会新象展に出品。
昭和 37	32 歳	村松画廊（東京都）にて新象作家協会春季展に出品。
昭和 38	33 歳	宮崎相互銀行ホール（延岡市）にてアシクトグループ展に出品。 東京都美術館（東京都）にて第4回新象作家協会新象展に出品。
昭和 39	34 歳	アズマヤ百貨店（延岡市）にて初めての油絵個展。 妻・里枝の郷里である龍淵草楽の陶芸と合同展。 この頃、福沢一郎（画家）と出会い、その後師事する。
昭和 40	35 歳	北浦村立北浦小学校に転勤する。 東京都美術館（東京都）にて第7回新象作家協会新象展に出品。 高島社（東臼杵郡北浦村古江）にて教師時代最後の小品展。 東京都美術館（東京都）にて第8回新象作家協会新象展に出品。 旭化成恒富供給所（延岡市）にて個展。

1930
1940
1950

1960

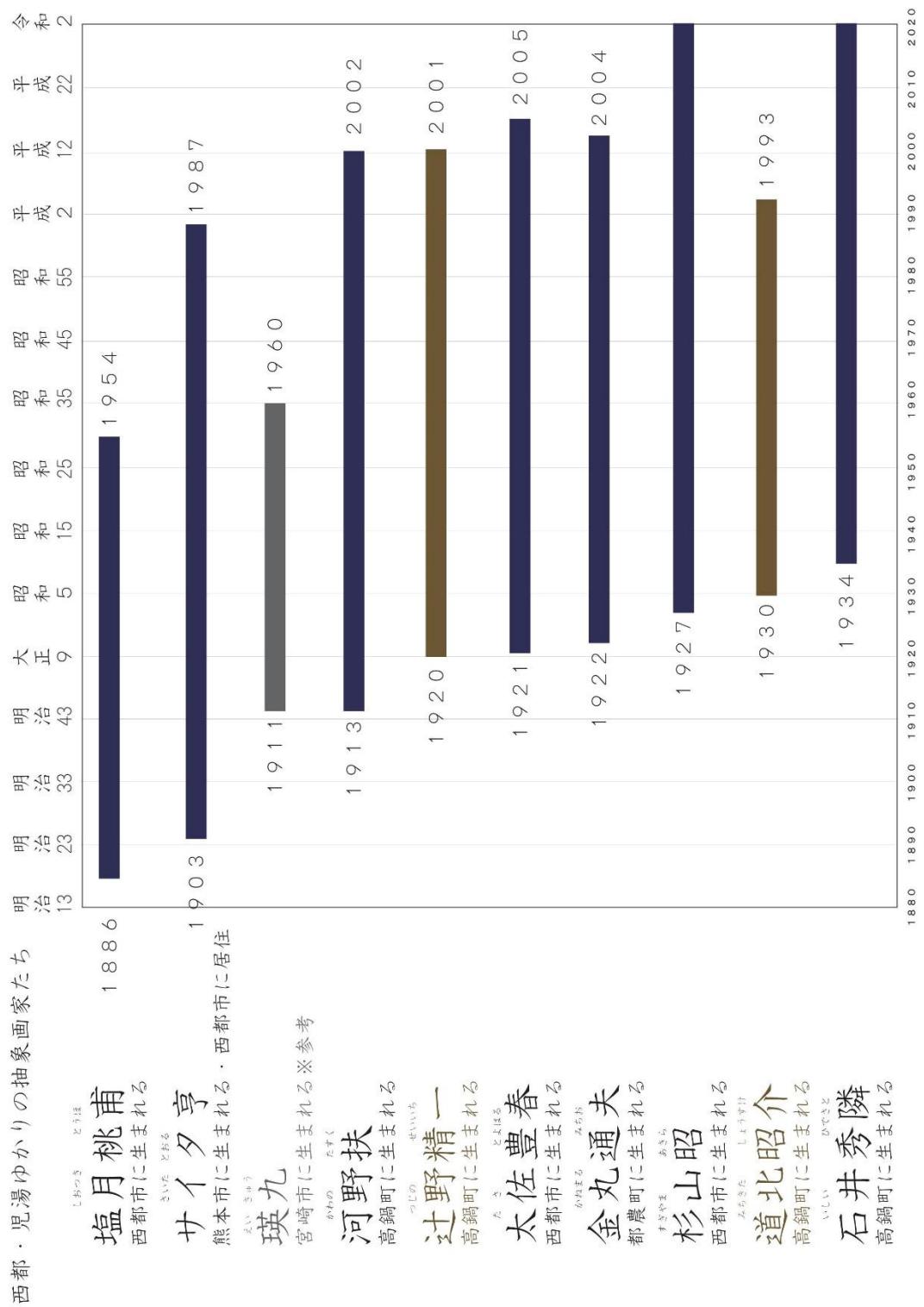
昭和 41	36 歳	東京都美術館（東京都）にて第9回新象作家協会新象展に出品。 北浦小学校を退職し家業（つるや旅館）を継ぐことを決める。 高鍋町公民館講座絵画教室講師を委嘱される。
昭和 42	37 歳	宮崎銀行高鍋支店ホール、高鍋信用金庫ホールにて高鍋町文化団体一工会公募の第1回美術展覧会を開催。久保吉文（独立美術会員）を中心に萱嶋・則松等の日曜画家約10名程で毎月第一土曜日に集まるので「一工会」と名づけた。 植村鷹千代、幸寿、岩間正男が審査員として加わる。 高鍋東小学校にて一工会主催による植村鷹千代美術講演会を開催。
昭和 43	38 歳	県立図書館にて個展。鹿児島銀行延岡支店2階ホールにて個展。 東京都美術館にて第10回新象作家協会新象展に出品。
昭和 44	39 歳	青木画廊（宮崎市）にて個展。高鍋町中央公民館にて第2回「一工会展覧会」開催。 植村鷹千代、幸寿、岩間正男が審査員として加わる。
昭和 45	40 歳	青木画廊（宮崎市）にて個展。高鍋信用金庫本店にて個展。 東京都美術館にて第11回新象作家協会新象展に出品。
昭和 46	41 歳	宮崎銀行高鍋支店ホール、高鍋信用金庫にて第3回「一工会展覧会」を開催。 植村鷹千代が審査員として加わる。
昭和 47	42 歳	東京都美術館にて第12回新象作家協会新象展に出品。 高鍋町中央公民館にて第4回「一工会展覧会」を開催。
昭和 48	43 歳	親交のある松丸志摩二（農業評論家・畜産学者）、児湯郡高鍋町に移住。 東京都美術館（東京都）にて第13回新象作家協会新象展に出品。

1970

昭和 49	44 歳	福岡県文化会館（福岡県福岡市）にて西日本新聞谷口治達、毎日新聞田中幸人、フクニチ新聞深野治が発起人となつた九州現代美術「幻想と情念」展に出品する。この頃より田中幸人と知合い親交を深める。喫茶店ウルワシ（宮崎市）にて個展を開催。九州朝日放送の「西日本あすの百人」に選ばれる。『西日本あすの百人』（九州朝日放送報道部編）に掲載。高鍋町中央公民館にて、松丸まき子、山本陽二、山下惣一、滝谷清明、中谷健太郎らと企画して「里の会」を設立。東京都美術館（東京都）にて第17回新象作家協会新象展に出品。福岡県教育センター短期研修の講師として招かれ、「農山村児童の絵画表現」を内容として話す。航空自衛隊新田原基地の絵画部の発足と文化活動に尽力したこと、新田原基地司令より感謝状受ける。
昭和 50	45 歳	「里の会」による『里』（松丸まき子発行、山本陽二編集）の創刊号が発刊。この頃より椎谷益（文芸家・詩人）と知合い、親交が始まる。
昭和 51	46 歳	東京都美術館（東京都）にて第18回新象作家協会新象展に出品。機画廊（東京都）にて第3回東京個展。
昭和 52	47 歳	ギャラリーおいし（福岡県福岡市）にて個展。東京都美術館（東京都）にて「東京展」市民会議主催の第1回東京展に出品。東京都美術館（東京都）にて第19回新象作家協会新象展に出品。
昭和 53	48 歳	高鍋町文化祭絵画の部に出品する。青木画廊（宮崎市）にて小品展。県立都農高校非常勤美術講師を委嘱される。
昭和 54	49 歳	東京都美術館（東京都）にて第20回新象作家協会新象展に出品。北九州市立美術館（福岡県北九州市）にて九州新象作家協会展に出品。アズマヤ百貨店ホーク（延岡市）にて個展。都農高校非常勤講師嘱託を解かれる。
		機画廊（東京都）にて辻野精一と二人展、第4回東京個展。
		東京都美術館（東京都）にて第21回新象作家協会新象展に出品。
		東亜画廊（福岡市）にて辻野精一と二人展。
		北九州市立美術館（福岡県北九州市）にて第7回九州新象作家協会新象展に出品。西日本新聞発行の『九州のかたち「眼鏡橋・西洋建築』（太田静六編）に「日南飯田医院界隈」を執筆。高木画廊（鹿児島県鹿児島市）にて個展。
		川南幼稚園（川南町）の非常勤講師に委嘱される。
		東京都美術館（東京都）にて第22回新象作家協会新象展に出品。
		高鍋ユネスコ協会が設立され会員となる。
		ギャラリーおいし（福岡県福岡市）にて個展。北九州市立美術館（福岡県北九州市）にて第8回新象作家協会九州新象展に出品。

1980

- 昭和 55 50 歳 青木画廊（宮崎市）にて個展。 櫻画廊（東京都）にて第5回東京個展。 木城町絵画教室講師を委嘱される。 新象作家協会を退会する。 日本美術連盟会員となる。 毎日新聞（夕刊）に「奇像たちと岩岡老人のこと」と題して執筆。 訪中団員として妻・里枝と中国を訪ね香港、広州、桂林において絵画研修。 東京都美術館（東京都）にて林紀一郎企画「現代日本マニエリスム展」に出品。 喫茶店再会（高鍋町）にて個展。 青木画廊（宮崎市）にて個展。
- 昭和 56 51 歳 東京都美術館（東京都）にて A J A C (ALL NATIONS & JAPAN ARTISTS' CO-OPERATION) 主催の林紀一郎企画「精神の幾何学展」に出品。 ヨシムラ画廊（小林市）で個展。 ガラス絵を出品する。 宮崎市青木画廊において個展。
- 昭和 57 52 歳 加根又画廊（鹿児島県鹿児島市）にて個展。 加根又ギャラリーシャンブル（鹿児島県鹿児島市）にて個展。 東京都美術館（東京都）にて A J A C 主催による「ヒューマニズム復権展」に出品する。 延岡市緑ヶ丘学園高校の非常勤講師に委嘱される。 宮崎県精神衛生協議会の精神衛生事業の推進に尽くしたことで受賞される。 コンコルド画廊（小林市）にて個展（ガラス、版画、油彩）。 ヨシムラ画廊（小林市）にて個展。
- 昭和 58 53 歳 東京都美術館（東京都）にて A J A C 主催の上原一郎企画「愛貌する現代日本美術展」に出品。 青木画廊（宮崎市）にて個展。
- 昭和 59 54 歳 喫茶モルゲン（高鍋町）にて小品展。 櫻画廊（東京都）において個展。
- 昭和 60 55 歳 青木画廊（宮崎市）において瓢箪展。
- 昭和 61 56 歳 青木画廊（宮崎市）において個展。 中国研修旅行。 香港、広州、桂林において絵画研修。 ひまわり画廊（宮崎市）で道北昭介、倉智憲夫企画の A J A C 展開催。
- 昭和 62 57 歳 西日本新聞連載の山下惣一の農村隨筆「何かが狂つとる」のカットを始める。 4月1日より5月14日まで27回にわたり連載される。 東京都美術館（東京都）にて A J A C 展で特別陳列作家として出品し「不快な夏日」で特陳作家賞を受賞する。 埼玉県秩父、東北地方の平泉、松島、羽黒、月山、湯殿など奥の細道の跡を訪ねる。 青木画廊（宮崎市）において個展開催。



VII 法令

1. 高鍋町美術館基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成11年3月24日

条例第7号

(設置)

第1条 美術品の購入、特別展の開催及び美術館の健全な運営に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、高鍋町美術館基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的のためにこれを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2. 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 6 号

改正 平成 15 年 5 月 23 日条例第 17 号

平成 18 年 3 月 24 日条例第 5 号

平成 24 年 3 月 21 日条例第 1 号

平成 30 年 3 月 20 日条例第 14 号

平成 30 年 6 月 18 日条例第 26 号

令和元年 6 月 18 日条例第 17 号

令和 2 年 3 月 23 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、高鍋町美術館（以下「美術館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 郷土の教育、学術及び文化向上に資するため美術館を設置する。

2 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高鍋町美術館	高鍋町大字南高鍋 6916 番地 1

(事業)

第 3 条 美術館は、次の事業を行う。

(1) 美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示に關すること。

(2) 美術品等に関する調査研究、展覧会及び講習会等の開催に關すること。

(3) 美術館の施設及び設備を町民の利用に供すること、その他美術活動の援助に關すること。

(4) その他町長が必要と認めること。

(管理)

第 4 条 美術館は、高鍋町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第 5 条 美術館に館長その他必要な職員を置く。

(美術館協議会)

第 6 条 美術館の積極的な活用及び適切かつ円滑な運営を図るため、高鍋町美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、7 人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(観覧料等)

第7条 美術館で美術品等を観覧しようとする者は、別表第1に掲げる観覧料を納付しなければならない。

2 美術館の施設又は設備を使用しようとする者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

3 多目的ホール及び実習室は、正午から午後1時までの間、午後5時から午後6時までの間及び午後10時から午後11時までの間に限り、使用時間を延長することができる。

4 前項の規定により使用時間を延長した者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

5 町長は、特に必要があると認める場合は、観覧料及び使用料（次項において「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

6 既納の観覧料等は還付しない。ただし、館長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第8条 観覧者又は使用者は、美術品等、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

2 町長は、情状により前項の損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 美術館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、美術館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により、美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定中「高鍋町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、及び第7条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が美術館の管理を行うこととされた期間前にされた許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が美術館の管理を行うこととされた期間前に許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者の業務)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 美術館の利用許可に関する業務
- (3) 美術館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第11条 町長は、第9条第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、別表に掲げる美術館の観覧料又は使用料（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に収入として收受させることができる。

- 2 使用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定め、町長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者が既に收受した利用料金は、原則として還付することができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に利用料金の還付が必要と認められる場合に限り、町長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成11年11月3日から施行する。

附 則（平成15年6月23日条例第17号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月18日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月18日条例第17号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分			観覧料
常設展	団体以外	小学生未満、町内に住所を有する小学生、中学生、高校生及び特別支援学校生並びに町内高等学校生	無料
		町外に住所を有する小学生、中学生、高校生（町内高等学校生を除く。）及び特別支援学校生、高齢者並びに障がい者及び障がい者の介助者	100円
		一般	210円
	団体	小学生未満、町内に住所を有する小学生、中学生、高校生及び特別支援学校生並びに町内高等学校生	無料
		町外に住所を有する小学生、中学生、高校生（町内高等学校生を除く。）及び特別支援学校生、高齢者並びに障がい者及び障がい者の介助者	80円
		一般	170円
特別展			町長が定める額

- 備考 1 この表において「団体」とは、20人以上の団体をいう。
- 2 この表において「高齢者」とは、満70歳以上の者をいう。
- 3 この表において「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 4 この表において「一般」とは、小学生未満、小学生、中学生、高校生、特別支援学校生、高齢者、障がい者及び障がい者の介助者以外の者をいう。
- 5 観覧料は、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。
- 6 1人の障がい者に対し2人以上の障がい者の介助者が同時に美術品等を観覧する場合においては、2人目以降の障がい者の介助者の観覧料の額は、障がい者の介助者の区分は適用せず、当該障がい者の介助者が該当する区分を適用する。

別表第2（第7条関係）

区分		使用時間等	使用料
入場料を徴収しない場合	スポットライト	回廊	1日 510円
	使用しない場合	一般展示室	1日 4,070円
		企画展示室1	1日 4,070円
		企画展示室2	1日 4,070円
		多目的ホール（展示のみ）	1日 8,150円

スポットライトを使用する場合	回廊	1日	1,020円
	一般展示室	1日	4,580円
	企画展示室1	1日	4,580円
	企画展示室2	1日	4,580円
	多目的ホール（展示のみ）	1日	9,170円
入場料を徴収しない場合	多目的ホール		午前9時から正午まで
			午後1時から午後5時まで
			午後6時から午後10時まで
入場料を徴収する場合	スポットライトを使用しない場合	回廊	1日
		一般展示室	1日
		企画展示室1	1日
		企画展示室2	1日
		多目的ホール（展示のみ）	12,220円
	スポットライトを使用する場合	回廊	1日
		一般展示室	1日
		企画展示室1	1日
		企画展示室2	1日
		多目的ホール（展示のみ）	13,240円
入場料を徴収する場合	多目的ホール		午前9時から正午まで
			午後1時から午後5時まで
			午後6時から午後10時まで
実習室		午前9時から正午まで	510円
		午後1時から午後5時まで	710円
冷房（多目的ホールのみ）		午前9時から正午まで	1,530円
		午後1時から午後5時まで	2,040円
		午後6時から午後10時まで	2,040円
暖房（多目的ホールのみ）		午前9時から正午まで	1,020円
		午後1時から午後5時まで	1,530円
		午後6時から午後10時まで	1,530円
ピアノ		1日	1,020円
持込電気器具用電気（多目的ホールのみ）		電気器具に表示された電力1キロワット当たり1日	200円

備考 1 この表において「1日」とは、規則で定める美術館の開館時間をいい、使用した時間が1日に満たなかったときは、1日使用したものとみなす。

2 使用料は、消費税等相当額を含む。

- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 持込電気器具用電気の使用料を算定する場合、電気器具に表示された電力に1キロワットに満たない端数があったときは、その端数は1キロワットとみなす。

別表第3（第7条関係）

区分		使用料
多目的ホール	入場料を徴収しない場合	正午から午後1時まで 810円
		午後5時から午後6時まで 1,020円
		午後10時から午後11時まで 1,020円
多目的ホール	入場料を徴収する場合	正午から午後1時まで 1,220円
		午後5時から午後6時まで 1,530円
		午後10時から午後11時まで 1,530円
実習室	正午から午後1時まで	100円
	午後5時から午後6時まで	140円
冷房（多目的ホールのみ）	正午から午後1時まで	310円
	午後5時から午後6時まで	410円
	午後10時から午後11時まで	410円
暖房（多目的ホールのみ）	正午から午後1時まで	200円
	午後5時から午後6時まで	310円
	午後10時から午後11時まで	310円

- 備考 1 使用料は、消費税等相当額を含む。
- 2 使用時間は、後片付けに要する時間を含む。

3. 高鍋町美術館管理運営規則

平成11年3月24日

教育委員会規則第1号

改正 平成17年8月10日教委規則第3号

平成21年2月5日教委規則第2号

令和元年6月18日教委規則第3号

令和2年3月3日教委規則第4号

令和3年2月22日教委規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例（平成11年高鍋町条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、高鍋町美術館（以下「美術館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 美術館の事務を行うため、美術館に総務学芸係を置く。

(分掌事務)

第3条 総務学芸係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書に関すること。
- (2) 予算整理に関すること。
- (3) 美術館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) 施設等の使用許可に関すること。
- (5) 美術館協議会に関すること。
- (6) 美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (7) 美術品等に関する専門的な調査研究に関すること。
- (8) 美術に関する展覧会、講演会及び講習会等の開催並びにその奨励に関すること。
- (9) 美術に関する案内書、解説書及び目録等の刊行並びに広報に関すること。
- (10) 他の美術館等との連携、情報の交換及び美術品等の相互貸借に関すること。
- (11) その他美術館に関すること。

(職員)

第4条 美術館に次の表に掲げる職員を置き、必要に応じ教育委員会が任命する。

職	職務
館長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。
係長	上司の命を受けて係の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて専門的業務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて複雑な業務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。

(事務処理等)

第5条 美術館における事務処理、職員の服務等については、教育委員会における取扱いの例による。

(美術館協議会)

第6条 高鍋町美術館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選により選任し、その任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決を得て会長が定める。

(専門部会)

第8条 協議会に専門的事項について調査、研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、専門部会の調査、研究の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、美術館総務学芸係において処理する。

(開館時間等)

第10条 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、多目的ホール（展示を除く。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 館長は、運営上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。
- 3 展示室の入室時間は、午前10時から午後4時30分までとする。

(休館日)

第11条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
 - (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館制限等)

第12条 館長は、美術館の管理運営上支障があるとき、又は入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒否することができる。

- (1) 美術館における秩序又は風紀を乱す行為
 - (2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為
- 2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。
 - (2) 施設、設備及び備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
 - (3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。
 - (4) 指定する場所以外において喫煙をしないこと。

- (5) 危険物、毒物及び動物等の携行持込みをしないこと。
- (6) 美術館の管理運営に不適当と認められる行為をしないこと。
- (7) 館内を不潔にしないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 美術館の内外において許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- (10) その他関係条例、規則及び美術館の係員の指示に従うこと。

3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(使用許可)

第13条 美術館の施設等を使用しようとする者は、使用開始日の10日前までに施設等使用許可申請書（様式第1号）を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

2 館長は、施設等の使用を許可したときは、施設等使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 館長は、美術館の管理運営上支障があるとき、又は使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
- (2) 営利を主たる目的とするとき。
- (3) 美術館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設、設備及び備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第14条 使用許可を受けた者は、使用許可の内容を変更（使用施設の変更を除く。）しようとするときは、施設等使用内容変更許可申請書（様式第3号）を館長に提出して、使用内容変更許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、施設等使用内容変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用内容変更許可について準用する。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、第12条第2項各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用後の検査)

第16条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して館長の指示による検査を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第17条 館長は、使用者が第13条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第15条の規定に違反すると認めたときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じても、町は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(使用許可の取消しの申出)

第18条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書

(様式第5号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取り消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(使用料)

第19条 施設使用料は、使用開始日の10日前までに納入しなければならない。ただし、設備使用料については、使用後に納入することができる。

(観覧料等の減免)

第20条 条例第7条第5項の規定により、観覧料及び使用料(以下これらを「観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 観覧料が全部免除になる場合

教育課程に基づく学習活動として入館する町内の小中学校に通う児童若しくは生徒又は町内の高等学校に通う生徒及びその引率者が観覧するとき。

(2) 使用料が全部免除になる場合

ア 町又は教育委員会が主催する行事を行うために施設等を使用するとき。

イ 教育委員会の所管に属する学校がその行事として施設等を使用するとき。

(3) 教育委員会が相当と認める額が全部又は一部免除になる場合

教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の観覧料等の免除を受けようとする者は、高鍋町美術館観覧料等免除申請書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、観覧料等の免除を許可したときは、高鍋町美術館観覧料等免除許可書(様式第7号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第21条 条例第7条第7項の規定により還付することができる場合は、次の表のとおりとする。

区分	還付額
1 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合	既納使用料の全額
2 美術館の都合により使用許可を取り消した場合、又は美術館に入館できない場合	
3 使用前に使用許可の取消しがあり、その申出に基づいて館長が使用許可を取り消した場合	
4 一般展示室、企画展示室、実習室、多目的ホール使用開始日の7日前の日までに使用許可の取消しの申出があったとき。	既納使用料の8割

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第8号）を館長に提出しなければならない。

（美術品等の館内利用）

第22条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。ただし、館長が移動できないと認めた資料については、その限りでない。

2 美術品等（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、美術品等特別観覧承認申請書（様式第9号）を館長に提出して、館長の承認を得なければならない。

（図書資料の複写）

第23条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（様式第10号）を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は、複写しないものとする。

（1）技術的に複写が困難な図書資料

（2）複写することによって損傷のおそれのある図書資料

（3）前2号に定めるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責めは、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

（美術品等の館外利用）

第24条 美術品等の館外貸出しを受けようとする者は、美術品等館外貸出許可申請書（様式第11号）を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により館外貸出しを許可したときは、美術品等館外貸出許可書（様式第12号）を交付するものとする。

3 前項の館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 公立の美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設
 - (2) その他館長が適當と認める者
- 4 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、これを延長することができる。
- 5 館長は、美術館の都合により必要と認めたときは、前項に規定する館外貸出しの期間であっても、美術品等の返還を求めることができる。

(美術品等の寄贈及び寄託)

- 第25条 美術品等を寄贈又は寄託しようとする者は、美術品等寄贈寄託申出書（様式第13号）を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に美術品等寄贈寄託受領書（様式第14号）を交付するものとする。
- 3 寄託を受けた美術品等は、美術館所蔵の美術品等と同様の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。
- 4 寄託を受けた美術品等は、寄託者の申請又は美術館の都合により返却することができる。

(美術品の選定及び評価)

- 第26条 美術品の選定及び評価をするに当たっては、原則として高鍋町美術館美術作品等収集審査委員会の意見を聴取するものとする。
- 2 高鍋町美術館美術作品等収集審査委員会の組織及び運営については、館長が別に定める。

(販売行為等の禁止)

- 第27条 美術館の建物及び敷地内において、許可なく売店を設置し、又は販売をしてはならない。

(委任)

- 第28条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第10条から第28条までの規定は、平成11年11月3日から施行する。

附 則（平成17年8月10日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月5日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月18日教委規則第3号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日教委規則第4号）

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

4. 高鍋町美術館協議会規則

平成11年3月24日

教育委員会規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例（平成11年高鍋町条例第6号）

第6条の規定に基づき、高鍋町美術館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は、委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）の議長は、会長がこれに当たる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 協議会に、専門的事項について調査、研究するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、専門部会の調査、研究の経過及び結果を会議に報告する。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、高鍋町美術館において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

5. 高鍋町美術館美術作品等収集審査委員会運営要綱

平成11年3月24日
教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高鍋町美術館管理運営規則(平成11年高鍋町教育委員会規則第1号)第26条の規定に基づき、高鍋町美術館美術作品等収集審査委員会(以下「収集委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 収集委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 美術資料の学問的価値に関すること。
- (2) 美術資料の評価額に関すること。
- (3) 美術資料の収集計画に関すること。

(組織)

第3条 収集委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、美術に関する学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 収集委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
3 委員長は、会務を総理し、収集委員会を代表する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 収集委員会は、教育長が招集する。

2 収集委員会の開催は、半数以上の委員の出席を必要とする。
3 教育長への報告は、原則として出席委員の全員一致の意見により行う。ただし、意見の一致が得られない場合は、各委員の意見を併記して報告する。

(臨時委員)

第7条 教育長は、美術資料の審議に関し特別に必要があると認めるときは、当該資料に関し専門的知識を有する者の出席を教育委員会に要請することができる。

2 教育委員会は、前項の要請があったときは臨時委員を委嘱し、当該資料に関する専門的調査を委託するものとする。
3 臨時委員の任期は、当該資料に関する収集委員会の報告が行われた日までとする。

(庶務)

第8条 収集委員会の庶務は、美術館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、収集委員会の運営に関する必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

VIII 名簿

1. 美術館協議会（令和2年度）

会長 田中 等 宮崎彫刻グループ
副会長 巢山 和枝 高鍋商工会議所
委員 片岡 美利 高鍋町自治公民館連絡協議会長
委員 加藤 秀文 高鍋町観光協会事務局長
委員 外山 宏幸 高鍋東中学校校長
委員 永田 蝶 高鍋町文化協会会員
委員 吉田 良美 高鍋町美術協会会員

2. 職員（令和2年度）

館長 萱嶋 稔
副館長 内田 美香
<総務学芸係>
係長 田中 和樹
学芸員 青井 美保
事務員 橋 慧子

令和4年3月印刷

令和4年3月発行

発行者 高鍋町美術館

宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6916番地1

TEL (0983) 23-8887

印刷者 高鍋町美術館

宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6916番地1

TEL (0983) 23-8887
